

農地所有適格法人について

農地所有適格法人とは、農地等の権利を取得し、農業を行うことのできる法人です。農地法に規定された以下の4つの要件をすべて満たしていることが必要です。

①形態要件

次のいずれかの形態であることが必要です。

農事組合法人・株式会社（公開会社でないもの）・合名会社・合資会社・
合同会社・特例有限会社のいずれかであること。

②事業要件

法人の主たる事業が、農業とその農業に関連する事業であること。

新規の法人設立、既存の法人が農業参入する場合、これから3か年の販売計画で、農業と関連事業の合計売上が、今後3か年の法人の売上高の過半を占めていること。

③議決権要件

主なものとして、株式会社や持分会社（合名、合資、合同）については、総議決権の過半を以下の農業関係者が占める必要があります。

- ・農地の権利提供者　・農作業を委託した個人
- ・法人の農業の常時従事者（原則として年間150日以上従事）など

④役員要件

法人の役員の過半は、法人が行う農業（関連事業含む）に常時従事（原則として年間150日以上）する構成員であることに加えて、役員または重要な使用人のうち1人以上が原則として、年間60日以上農作業に従事すること。



農地に関するよくある質問



農地を相続したが、手続きはどうしたらいいのか・・・。



まずは、**法務局**で相続登記の手続き
相続登記の申請は、法改正により義務化されました。



次に、**農業委員会**への届出

添付書類：相続したすべての農地の登記簿の写し

さらに、相続した農地が

畑かん地区内の場合…**南薩土地改良区**

「組合員資格得喪通知書」を提出

※山林の相続については、**耕地林務課**で手続きをする。



※以上の相続登記の一連の手続きは、司法書士などの専門家に依頼することもできます。

相続した農地で農業をする予定がない、売りたい、貸したいなどのご希望がありましたら、**農業委員会**へご相談ください。

農用地あっせん情報

令和7年7月25日委員会承認

所在	希望地目		面積(㎡)	希望内容
	登記	現況		
山川福元字鳥越	畑	畑	827	売渡
山川大山字木留	畑	畑	1,296	売渡
山川大山字山中	畑	畑	1,815	売渡
開聞仙田字下水足	畑	畑	1,562	売渡

※農地を買う場合は、認定農業者、認定新規就農者等が優先されます。

※詳しくは、お近くの農業委員、農地利用最適化推進委員又は農業委員会事務局へお問い合わせください。

第16回農業委員会総会開催日 10月24日(金) 各種申請受付締切 9月30日(火)

【お問い合わせ先】 指宿市農業委員会事務局 TEL 22-2111

内線番号 農地総務係 5721 振興係 5723 地域計画係 5724